

療法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、平成18年6月に成立した。

同法において、医療機関管理者に対し、医療に関する一定の情報についての都道府県への報告を義務化し、医療機関の標榜診療科や医師、看護師数などの基本的な情報、提供する医療の内容に関する情報、医療連携や医療安全に関する情報を、都道府県が比較可能な形に整理し、インターネットなど利用しや

すい形で住民に提供することとしており、性暴力被害者であれば必要とされることが考えられる、婦人科、精神科、心療内科などの医療機関の情報についても得ることができる。

また、併せて医療に関する広告の規制の見直しを行い、これまで認められていなかった、性暴力被害者のカウンセリングを実施している旨などの広告を医療機関が行うことができることとした。

2 安全の確保（基本法第15条関係）

《基本計画策定以前からの施策で、基本計画策定後も引き続き実施するもの》

(1) 携帯用自動通報装置の整備

警察において、犯罪被害者に対して再度危害が加えられることを未然に防止するため、携帯用自動通報装置を犯罪被害者に貸し出し、不安感の払拭や安全確保を図っている。

(2) 企業及び行政対象暴力対策の推進

警察において、企業及び行政対象暴力事犯に対して、検挙の徹底、「暴力団対策法」の効果的な運用に努めるとともに、都道府県暴力追放運動推進センターと連携して、不当要求防止責任者^{*6}に対する講習を実施したり、パンフレットを作成したりするなどして、犯罪被害者等の保護、救済を図っている。

企業対象暴力対策については、都道府県警察本部に「企業対象暴力対策本部」を設置して、各種相談体制の充実、企業や業界全体に対する指導、広報啓発活動、情報に応じた保護対策などを積極的に行っている。

行政対象暴力対策については、全国の地方公共団体に対して、暴力団などの不当要求に対する組織的な対応を規定する、いわゆるコンプライアンス条例・要綱などを制定するよう働きかけを行っている。

また、行政機関などにおける組織的対応の強化を推進するため、平成15年7月以降、19年7月までに「行政対象暴力関係省庁等連絡会議」を5回にわたって開催した。

平成19年3月、警察庁は、不当要求防止責任者講習などでの活用を目的として、民事介入暴力対策啓発ビデオ「シャットアウト 行政対象暴力」を作成し、行政対象暴力対策に関して一層の啓発を図った。

都道府県警察において、平成18年度中不当要求防止責任者講習を、1,768回実施し、合計6万9,758人が受講した。行政機関における責任者数は、18年末現在、10万446人となった。

平成19年5月31日現在、コンプライアンス条例・要綱などは、全国の地方公共団体の

不当要求被害防止広報啓発ポスター 民事介入暴力対策啓発ビデオ



提供：警察庁

(*6) 各事業所に選任された、不当要求による事業者や利用者などの被害を防止するために必要な業務を行うこととされている者

97.5%（18年4月1日比7.4ポイント上昇）において制定されている。

以上の施策を推進した結果、平成18年中は、460件の企業及び行政対象暴力事犯を検挙した。

(3) 悪質商法等の再被害防止に係る広報啓発活動の推進

警察において、悪質商法やヤミ金融被害の防止を図るため、検挙状況や主要な検挙事例などを警察庁のホームページに掲載している（「平成18年中における生活経済事犯の検挙状況について」：<http://www.npa.go.jp/safetylife/seikan35/20070223.pdf>）。

都道府県警察においては、ホームページで被害防止などに関するポイントを紹介しているほか、地元のメディアや通常の警察活動などあらゆる媒体、機会を通じて被害防止広報などを実施している。

平成19年5月の消費者月間中の広報啓発活動

媒体の種類	媒体名	概要
携帯端末サイト	「The News」 トップページへの 文字広告の掲載	悪質商法などによる消費者被害の防止に関する広報
B S デジタルテレビ番組	B S 朝日 「峰竜太のナッ 得！ニッポン」	平成18年中における悪質商法の検挙状況、相談対応窓口に関する広報
テレビ番組	フジテレビ 「キク！みる！」	ヤミ金融業者による消費者被害の防止に関する広報
インターネット	政府広報オンライン	同上

(4) 再被害防止のための犯罪被害者等に対する出所情報通知制度

法務省において、犯罪被害者が加害者との接触回避などの措置を講じることにより再被害を避けることができるよう、出所情報通知制度を実施している。警察から再被害防止措置上必要とする受刑者の釈放などに関する情報の通報要請があった場合、通報を行うのが相当であると認められるときは、受刑者の釈

放などに関する情報（自由刑の執行終了による釈放予定と予定年月日・帰住予定地、仮釈放による釈放と予定年月日・指定帰住地など）を通報している。

警察においては、独自に把握した情報や刑事施設などから通報を受けた情報について、提供の必要性を個別に判断した上で、犯罪被害者等に対して教示している。

また、犯罪被害者等が希望する場合に、検察官が相当と認めるときは、犯罪被害者等に対し、受刑者の釈放前に釈放予定に関する通知を行っている。

本施策については、実施後5年経過したところであるが、各会議などにおいて周知を図り、実務担当者からも犯罪被害者等に対して案内をしていることから、通知件数も徐々に増加している。

犯罪被害者等に対する出所情報通知状況

	通知希望者数	通知者数
平成13年	131	37
平成14年	264	125
平成15年	344	250
平成16年	622	440
平成17年	787	559
平成18年	1,135	779
合計	3,283	2,190

提供：法務省

(5) 児童相談所及び婦人相談所における一時保護

児童相談所において、必要があると認めるときは、子どもの一時保護（委託を含む。）をしている。平成17年度の所内一時保護件数は18,169件、委託件数は6,280件となっている。

また、従来から保護を要する女性について、婦人相談所による一時保護を実施しており、配偶者からの暴力や人身取引被害者等を含めた一時保護件数は、17年度で11,734件（要保護女性6,449件、同伴家族5,285件）となっている*7。

(*7) 厚生労働省「福祉行政報告例」より。

(6) 犯罪被害者等の安全確保

海上保安庁において、犯罪の手口、動機・組織的背景、被疑者と犯罪被害者等との関係、被疑者の言動などの状況から、犯罪被害者等に後難が及ぶおそれがある時は、被疑者などに当該犯罪被害者の氏名などを告げないようにするほか、必要に応じ犯罪被害者等の保護のための措置を講じている。

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》**(7) 加害者に関する情報提供の拡充**

法務省において、再被害防止のための被害者等に対する出所情報通知制度（P46(4)「再被害防止のための犯罪被害者等に対する出所情報通知制度」参照）について、引き続き制度実施に係る円滑な連携を図るため、会議などの機会を活用し、関係者などへの制度の一層の周知徹底に努めている。

警察において、子どもを対象とした暴力的な性犯罪により刑事施設に服役している者の出所予定日、出所後の帰住予定先などの出所情報について、平成17年6月から、法務省から提供を受け、出所者の更生や社会復帰を妨げないように配慮しつつ、犯罪の予防や捜査への活用を図っている。

(8) 犯罪被害者等に関する情報の保護

法務省において、証拠開示の際に証人などの住居などが関係者に知られることがないように求める制度、性犯罪の被害者等について公開の法廷では仮名を用いる運用がなされていることについて、会議や研修などの様々な機会を通じて検察の現場への周知徹底を図っている。

総務省において、犯罪被害者等の保護の観点も含め住民基本台帳の閲覧制度などの抜本の見直しを行い、何人でも閲覧を請求できるという従前の制度は廃止し、個人情報保護に十分留意した制度として再構築を行うため、「住民基本台帳法の一部を改正する法律案」

を国会に提出した。同法律案は、平成18年6月9日に可決・成立し、同年11月1日に施行された。各市町村において同法に基づき、適切な運用がなされている。

(9) 一時保護所の環境改善等

厚生労働省において、児童相談所・婦人相談所の一時保護所や、婦人保護施設や民間シェルターなどにおいて一時保護を実施しており、犯罪被害者の個々の状況に応じて保護期間を延長するなど柔軟に対応するとともに、適切な運用に努めている。

(10) 警察における再被害防止措置の推進

警察において、「再被害防止要綱」に基づき、同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定し、

- ・再被害防止のための関連情報の収集
- ・関連情報の教示
- ・連絡体制の確立と要望の把握
- ・自主警戒指導
- ・警察による警戒措置
- ・加害者への警告

などの再被害防止措置を実施している。実施に当たっては、加害者を収容している刑事施設などと密接に連携している。

警察庁においては、平成19年6月、同要綱などを改正し、都道府県警察から、再被害防止対象者の指定状況や刑事施設との連携状況などについて、定期的又は随時に報告を求め、都道府県警察における再被害防止措置の徹底を図ることとした。

(11) 警察における保護対策の推進

警察において、暴力団犯罪の被害者等の安全を確保するため、暴力団などによる危害行為を未然に防止するための基本的な事項を定めた「保護対策実施要綱」に基づき、的確な保護対策を実施している。

平成18年度においては、保護対策者警戒資機材の整備、保護対策用住居の借上げ、保護

対象者居宅への警備用資機材借上げを行った。また、保護対策用住居の借上げに要する費用については、予算額の増額を図っている。19年度においては、これらの他に、保護対象者の自宅などにおける監視活動などを強化するため、けん銃等使用報復事件捜査支援システムを整備する。

(12) 保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

法務省において、加害者の保釈に関し、検察官が、犯罪被害者等から事情を聞くなどによりその安全確保を考慮して裁判所に意見を提出するなど、適切な対応に努めるため、会議や研修などの様々な機会を通じて検察の現場への周知徹底を図っている。

(13) 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実

警察庁・厚生労働省において、配偶者などからの暴力（DV）・人身取引・児童虐待の被害者等の保護に関する、警察・婦人相談所・児童相談所の連携を一層充実させている。

警察においては、配偶者暴力相談支援センターなど関係機関団体と連携した被害者支援を講ずるなど、配偶者からの暴力事案に対し、犯罪被害者等の立場に立った適切な対応を図っている。

人身取引事犯の被害者については、その適正な保護がなされるよう関係機関・団体と連携を図るとともに、犯罪被害者等が人身取引の被害を訴えることを容易とするようリーフレット50万部を作成し、関係省庁、在京関係国大使館、関係国在外公館、NGOなどの犯罪被害者等の目に触れやすい場所に広く配布するなどした。また、平成18年12月、人身取引に関係する国の在京大使館・国際機関・NGOなどを集めてコンタクトポイント会議を開催し、人身取引被害者の発見・保護などに関する意見交換を行うなどした。さらに、人身取引事犯などの被害者となっている女

性などの早期保護を図るため、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名で事件情報の通報を受け、これを警察に提供して、捜査などに役立てる事業を、19年10月から実施予定である（「人身取引被害者の保護の状況」：<http://www.npa.go.jp/safetylife/seikan34/20070216.pdf>）。



提供：警察庁

児童虐待の被害者については、街頭補導、少年相談など様々な活動の機会を通じ、児童虐待事案の早期発見と児童相談所などへの確実な通告に努めるとともに、都道府県知事・児童相談所長による児童の安全確認や一時保護、立入調査を円滑化するための援助を実施している。また、要保護児童対策地域協議会などへの積極的な参画など、学校、児童相談所などの関係機関との情報交換や連携強化に努めている。

厚生労働省において、配偶者などからの暴力（DV）の被害者、人身取引の被害者等の保護に関しては、婦人相談所において、警察や児童相談所などの関係機関との連携が不可欠であることから、その充実を図っている。特に、DV被害者の保護と支援について、関係機関相互の共通認識・総合調整が必要不可欠であることから、連携を強化するためのネットワークの整備にかかる費用を補助している。

具体的には、婦人相談所は、配偶者からの暴力被害者の相談、保護、自立支援におい

て、警察や福祉事務所などの関係機関との連携を図るため、連絡会議や事例検討会議を開催するとともに、事例集や関係機関の役割などの内容を掲載したパンフレットを作成し、関係機関に配布している。

なお、平成19年7月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成19年法律第113号）が成立し、市町村基本計画の策定の努力義務化、配偶者暴力相談支援センターの業務の充実、保護命令制度の拡充などが行われた（20年1月施行）。

児童相談所においては、触法少年・ぐ犯少年の通告、棄児、迷子、虐待を受けた子どもなど要保護児童の通告などについて、警察と連携を図っている。

警察庁・文部科学省において、警察と学校など関係機関の通報連絡体制の活用、児童虐待防止ネットワークの活用、加害少年やその保護者に対する指導などの一層の充実を図り、再被害の防止に努めている。

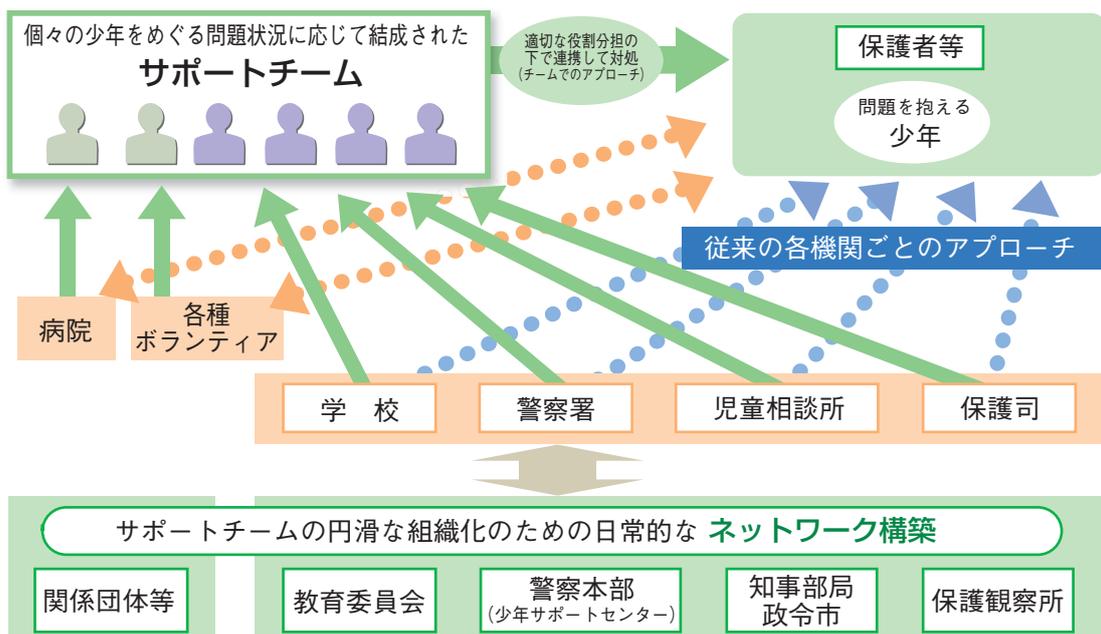
警察においては、非行や犯罪被害など個々の少年の抱える問題行動に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所の担当者などから成る少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の

下、少年への指導・助言を行っている。平成18年度は、少年サポートチームの効果的な運用を図るため、文部科学省と合同で、都道府県警察、関係機関・団体の実務担当者に対する研修会を実施した。

平成18年9月には、警察庁から都道府県警察に「児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待への対応について」（通達）を発出し、児童の保護に向けた関係機関との連携の強化などについて指示している。

文部科学省においては、各教育委員会に対し、学校警察連絡協議会などを通じ、学校と警察が連携し、児童生徒の問題行動に対応できるように、会議の場や通知などで促しており、平成18年8月には、いじめを苦にした中学生の自殺などを受け、「少年非行、いじめなど問題行動等への対応の在り方に関する再点検について」（通知）において学校内外における生徒指導體制の再点検と点検結果を踏まえた適切な対応の徹底を図った。

また、要保護児童などに関し、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」を踏まえ、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の適切な保護を図るための関係機関との適切な連携について教育委員会などへ周知している。



提供：警察庁

(14) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等

警察において、児童虐待防止対策に従事する職員、検視の専門官、少年補導職員などに対し、早期に児童虐待を発見するための観点や「児童虐待防止法」の内容、関係機関との連携の在り方やカウンセリング技術などについて指導・教育を行うなど、児童虐待問題に関する専門的な知識・技能の向上のための教育を実施している。

平成18年9月、警察庁から都道府県警察に「児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待への対応について」（通達）を発出し、児童の安全の確認と安全の確保を最優先とした対応の徹底、児童の保護に向けた関係機関との連携の強化、厳正な捜査と被害児童の支援、情報の集約と組織としての的確な対応について指示している。

文部科学省において、学校などにおける児童虐待防止に関する現状調査と国内外の取組事例を調査研究し、平成18年5月に「学校における児童虐待防止に向けた取組について」

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06060513.htm) を取りまとめた。本報告書を教育委員会などに周知する際に、通告義務など、「児童虐待防止法」などの趣旨を周知徹底し、学校などにおける児童虐待防止のための取組が一層適切に推進されるよう指導している。また、調査研究の成果として、虐待防止のための研修教材の作成について検討中である。19年度は、「問題を抱える子ども等の支援事業」において、児童虐待などの問題を抱える児童生徒への支援に効果的な取組について調査研究を実施している。

厚生労働省において、児童虐待の早期発見に資するため、児童相談所を中心とした多種多様な関係機関の連携による取組について、随時、各種関係会議に係る行政説明などにおいて、収集した好事例の内容を報告している。

平成19年5月には、「児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立

し、児童の安全確認などのための立入調査などの強化、保護者に対する面会・通信などの制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化などが行われることとなった（20年4月施行）。

(15) 児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証の実施

厚生労働省において、厚生労働省社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会の場で、全国の児童虐待による死亡事例を専門的、多角的な角度から検証を行っている。平成19年6月、検証結果の第3次報告を公表し、地方自治体における子ども虐待による死亡事例などの検証についての基本的な考え方などを示した（「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」:<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/06/h0622-5.html>）。

(16) 再被害の防止に資する教育の実施等

法務省において、矯正施設に収容されている加害者に対し、被害者感情を理解するためのオリジナルビデオ教材などを活用した指導を実施している。平成18年度以降は、犯罪被害者等や支援団体の方々から被収容者に対し直接講話するゲストスピーカー制度を拡大するなど、「被害者の視点を取り入れた教育」の充実に努めており、刑事施設においては、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の施行（18年5月24日）に伴い、必要な者には同教育を義務付けて実施している。

「被害者の視点を取り入れた教育」は、被収容者に対し、自らの犯罪と向き合い、犯した罪の大きさや犯罪被害者等の心情などを認識させ、犯罪被害者等に誠意を持って対応するとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせることを目標としており、社会復帰後の犯罪被害者等への対応、再犯の防止などにかき及ぶことが期待できる。

また、ストーカー事犯者、性犯罪事犯者などの仮釈放に際しては、事案に応じて、当該

被害者への接近を禁止するなどの特別遵守事項を設定し、これを遵守するよう指導監督している。平成18年9月以降は、保護観察付執行猶予者にも特別遵守事項を定めることができるようになったため、ストーカー事犯者、性犯罪事犯者などの保護観察付執行猶予者に対しても、同様に指導監督している。

仮釈放等審理における意見等聴取制度の施行後は、犯罪被害者等から聴取した意見などを踏まえ、より一層適切に特別遵守事項を設定していく。

保護観察対象者に対しては、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、犯罪被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応することを促すため、しよく罪指導プログラムを策定し、平成19年3月から全国の保護観察所において、被害者のある重大な犯罪を犯した保護観察対象者に対し、以下のとおり個別指導を実施している。

- ①自己の犯罪行為を振り返らせ、犯した罪の重さを認識させる。
- ②犯罪被害者等の実情（気持ちや置かれた立場、被害の状況など）を理解させる。
- ③犯罪被害者等の立場で物事を考えさせ、また、犯罪被害者等に対して、謝罪、被害弁償などの責任があることを自覚させる。
- ④具体的なしよく罪計画を策定させる。

文部科学省において、非行などの問題を抱える青少年の立ち直り支援のための居場所づくりを行っており、その中で再被害の防止に資するよう、加害少年の立ち直りを支援している。平成18年度は、地域のボランティア団体、青少年団体、スポーツクラブなどと連携・協力し、社会奉仕活動や体験活動、スポーツ活動などを行うことができる継続的な活動の場が71か所構築された。

また、児童虐待の防止にも資するよう、親が学習や体験を通じ、家庭教育に関する理解を深めることができるような子どもの発達段階に応じた子育て講座を開設している。

《基本計画において、「1～3年以内を目途に検討の結論を得て、施策を実施する」とされたもの（「1～2年以内を目途に実施する」とされたものを含む）》

(17) 犯罪被害者等に関する情報の保護

法務省において、平成19年3月13日、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、同年6月20日、可決、成立した（同月27日公布）（法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/> → 「国会提出法案」 など → 「第166回国会（常会）」）。

この「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、「刑事訴訟法」が一部改正され、裁判所の決定があった場合、起訴状の朗読などの訴訟手続を犯罪被害者等の氏名などを明らかにしない方法により行うことと、検察官が、証拠開示の際に、弁護人に対し、犯罪被害者等の氏名などがみだりに他人に知られないようにすることを求めることが可能となった（公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）（P69 コラム5「刑事裁判への被害者参加の制度、損害賠償命令制度などの導入」参照）。

今後、法律の施行に向けて所要の準備を進めていく。

(18) 一時保護所の環境改善等（一時保護の現状や一時保護委託の状況に関する必要な調査及び施策の実施）

厚生労働省において、児童相談所一時保護所については、福祉行政報告例（http://www.dbtk.mhlw.go.jp/IPPAN/ippan/scm_k_Ichiran）や児童相談所の体制整備状況調査などの定例調査において、一時保護所の職員数や一時保護日数などのデータを把握している。

これを踏まえ、平成18年度においては、心理療法担当職員について、従来各県1か所に配置していたものを全施設に拡大した。さら

に、恒常的に定員を超過して保護している一時保護施設が見られるほか、幼児と中高生、被虐待児と非行児を同じ場所でケアするような事態が生じていたことから、各自治体に対して、同年度補正予算における定員不足解消のための施設整備の活用も含め、遅くとも21年度までに定員不足状態を解消するための改善計画「一時保護施設等緊急整備計画」の策定を求めている。

婦人相談所による一時保護についても、福祉行政報告例や婦人保護事業実施状況報告^{*8}などにおいてデータを把握しており、平成19年度においては、同伴児童ケアを推進するため、すべての婦人相談所一時保護所に同伴児童のケアを行う指導員を配置することとしている。また、一時保護所退所後の自立支援を推進するため、身元保証人を確保するための事業（身元保証人確保対策事業）を創設した。

引き続き、調査結果を踏まえながら、有効な施策を実施し、児童虐待やDVの被害者に関する施策の充実を図っていく。

(19) 児童虐待・配偶者等からの暴力（DV）の早期発見のための医療施設における取組の促進

厚生労働省において、医療施設における児童虐待や配偶者などからの暴力（DV）の早期発見のための取組を促進するため、各都道府県・関係団体あてに「児童虐待・配偶者か

らの暴力（DV）の早期発見のための取組の促進について」（通知）を発出した。同通知では、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の趣旨として、医療関係者が、児童虐待の早期発見に努めること、配偶者からの暴力によって負傷したか疾病にかかったものの発見・通報に積極的な対応が求められていることについて周知徹底を図り、引き続き医療施設における取組の促進を図っている。

また、配偶者からの暴力の被害を受けた女性の保護に関する医療施設における研修に補助を行っており、医師などの積極的な受講を求めている。

《基本計画において、「法律所定の検討時期等に併せて施策を実施する」とされたもの》

(20) 一時保護所の環境改善等

厚生労働省において、「子ども・子育て応援プラン」（<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/12/h1224-4c.html>）に基づき、虐待を受けた子どもと非行児童との混合処遇を改善し、個別対応を促進するべく、次世代育成支援対策施設整備交付金により、17都道府県・指定都市（平成18年4月1日現在）において児童相談所一時保護所の環境改善を行っている。

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

《基本計画策定以前からの施策で、基本計画策定後も引き続き実施するもの》

(1) 交通事故捜査過程における被害者の負担軽減

警察において、軽傷交通事故に係る捜査書類の簡略化として、簡約特例書式を導入し、供述調書の作成時間などの短縮を図っ

ている。

また、事情聴取などに係る拘束時間の軽減を図るため、交通事故自動記録装置による科学的な捜査を実施している。同装置は、これまで、全国に767基（平成19年3月末現在）設置されており、今後も整備を進めていく。

さらに、捜査過程における交通事故被害者等の二次的被害の防止・軽減を図るために、

(*8) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ。